

債務負担行為見積書

局名 **スポーツ局**

所属名 **スポーツ課 (直通045-285-0795)**

(単位 千円)

事項		
	相模湖漕艇場指定管理費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	37,991		-	平成31年度 ～ 平成33年度	37,991	-	-	394	37,597

査定額	37,991		-	平成31年度 ～ 平成33年度	37,991	-	-	394	37,597
-----	--------	--	---	-----------------------	--------	---	---	-----	--------

事業概要等

1 事業の概要

県立スポーツ施設である相模湖漕艇場については、平成18年4月より地方自治法第244条の2に基づき指定管理者制度を導入しており、平成27年4月から平成32年3月31日までの5年間を指定期間として、指定管理者の指定を行っている。
このたび、「公募設置管理制度 (Park-PFI)」が創設され、その導入を検討するため、指定管理者の指定期間を2年間延長する。

2 債務負担行為設定理由

指定期間を2年間延長するため、債務負担行為を設定する。

3 限度額の積算内訳

(単位：千円)

年度	指定管理料	財源内訳	
	相模湖漕艇場	特定財源	一般財源
H30	0	0	0
H31	2,705	0	2,705
H32	17,836	197	17,639
H33	17,450	197	17,253
計	37,991	394	37,597

【調整の内容】

要求どおり計上。